

# MOBILESocket for Lotus Notes サービス使用許諾契約書

本サービスをご使用される前に必ずお読みください。

お客様（以下「契約者」といいます。）は、エリアビージャパン株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するMOBILESocket for Lotus Notes（以下「本サービス」といいます。）の利用について、以下のとおり同意するものとします。また、本約款の効力は契約者が当社所定の申し込み方法により本サービスを申し込み、当社がそれを承諾した時点で発生します。

なお、当社が当社ウェブサイト（[www.areabe.com](http://www.areabe.com)、[mln.swanstor.com](http://mln.swanstor.com)、[wmln.swanstor.com](http://wmln.swanstor.com) など）上で随時掲載する本サービスの利用ルール、サポート時間などの諸条件は本契約の一部を構成します。

## 第1条（利用契約の成立）

1. 当社は契約者から利用申込書の提出をもって申し込みを受け付け、当社がそれを承諾した時点で契約が成立します。
2. 本サービスを利用できる者（以下「利用者」といいます。）は契約者である法人または団体の従業員、社員またはその他の構成員に限ります。

## 第2条（申し込みの拒否）

以下の何れかに該当する場合に、当社は本サービスの利用申し込みをお断りすることがあります。

- ① 申し込みの必要事項が記入されていないか、虚偽の事実が記入されている場合
- ② 当社の業務上、技術上の理由により、本サービスが提供できない場合
- ③ 契約者が契約上の債務を怠る恐れがあるとき
- ④ その他、当社が利用申し込みを適当でないと判断した場合

## 第3条（本サービスの内容及び利用料金）

1. 本サービスの内容及び利用料金は、エリアビージャパン株式会社ホームページ（以下「本サイト」といいます。）及び別紙資料、料金表に記載し、定める額とします。
2. 当社は、本サービスの内容及び利用料金を変更するときは、契約者及び利用者に対し、変更する日の1ヵ月前までに電子メール等にてその旨を通知します。

## 第4条（本サービスの提供に関する保証）

1. 本サービスの提供時間は、1日24時間年中無休とします。但し、以下の何れかに該当する場合に、当社は本サービスの一部または全部を必要な期間停止することがあります。
  - ① システムの点検、この場合、緊急時を除いてメール及び本サイトへの掲載をもってその旨を連絡します。
  - ② 本サービスを提供する為のシステムに障害が発生した場合
  - ③ 当社または当社が利用する電気通信設備にやむを得ない障害が発生した場合
  - ④ 第三者の故意、過失による不具合に対策を講じる必要がある場合
  - ⑤ 第一種電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止することにより利用契約に基づくサービスの提供を行うことが困難になった場合
2. 当社は前項 ① 号から ⑤ 号の事由に基づく本サービスの停止によって生じた契約者、利用者及び第三者の障害に関し一切の責任を負いません。

## 第5条（ユーザ ID、パスワードの管理）

1. 契約者は、本サービスを利用する為に当社が発行するユーザ ID 及びパスワードを適正に管理する責任を負います。契約者が正当に権限を与えた利用者に利用させる以外、ユーザ ID 及びパスワードなどを第三者に利用させたり、譲渡、名義変更、売買などをしてはなりません。
2. ユーザ ID の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により、契約者、利用者または第三者に発生した損害に関

し当社は一切の責任を負いません。

## 第6条（請求、支払い方法）

1. 契約者は本サービス月額利用料金を毎月当社の定める期日及び方法により支払わなければなりません。
2. 当社は、当月の利用料金の請求書を利用月の翌月10日までに契約者に送付します。契約者は請求受領月の月末までに、当社指定の銀行口座に利用料金を振り込まなければなりません。
3. 契約者は当社に対し本サービスに関する利用料金等を支払う場合、支払いを要する額は、当該利用料金等の額に消費税相当額を加算した額になります。
4. 契約者が本サービスの利用料金等を不正に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として当社に支払わなければなりません。
5. 契約者は本サービスの利用料金等、または割増金の支払いを遅延した場合は、支払いが済むまで未払い額に対する年率14%の割合で遅延損害金を加えて当社に支払うものとします。
6. 当社は、理由を問わず、支払いを受けた利用料金の払い戻しは行いません。

## 第7条（禁止事項、利用の停止）

1. 契約者および利用者は本サービスの利用にあたって次の各号に該当する事項（以下「禁止事項」といいます。）を行ってはなりません。当社は、契約者または利用者が禁止事項を行ったことを発見した場合には、契約者に事前に通告及び催告することなく、本サービスの利用を停止することができます。なお、当社は契約者または利用者が行った禁止事項により損害を被ったときは、契約者に賠償を求めることができます。
  - ① 本契約第5条に対する違反行為
  - ② 日本国法令に反する違反行為
  - ③ 第三者に損失または損害を与える行為
  - ④ 人権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
  - ⑤ 誹謗、中傷など、公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
  - ⑥ 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
  - ⑦ 本サービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
  - ⑧ コンピュータウイルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、もしくは本サービスに関連して使用し、または提供する行為
  - ⑨ 本サービスの利用で知り得た、当社及び第三者の営業秘密を漏洩する行為
  - ⑩ 当社が公序良俗に反すると判断したサービスに利用する行為
  - ⑪ 事実と反する情報を提供する行為
  - ⑫ 第三者または当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - ⑬ その他、当社が契約者または利用者として不適切と判断する行為

2. 契約者または利用者が前項で禁止する行為を行った場合、その行為に関わる責任は契約者または利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

#### 第8条（損害賠償）

1. 本サービスの提供に関して、当社の責に帰すべき事由により契約者が本サービスを利用できない（当社が本サービスを全く提供しない場合、または当社による本サービスの提供不備により契約者が利用できない場合をいい、本約款第4条（本サービスの提供に関する保障）の定めに基づき本サービスを中止する場合は含まれません。以下、「利用不能」といいます）ために契約者に損害が発生した場合、当該月の利用料を限度として、当社はその賠償をします。
2. 当社は、本約款に明示的に定める事項を除き、当社の責に帰さない理由から、契約者に生じた損害、当社の予見の有無に関わらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づく契約者の損害等については、当社は一切の責任を負いません。
3. 本サービスの契約者の選択、決定に際し、本サービスで提供されるソフトウェアの仕様、性能等に関して錯誤があった場合においても、当社は一切の責任を負いません。
4. 契約者は、本サービスの利用に関し、他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、他の契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、契約者は、自らの費用と責任において当該請求または、訴訟を解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

#### 第9条（天災等についての免責）

当社は、天災、火災、騒乱等の不可抗力、第一種電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合、またはその他当社の責に帰さない事由により、本約款上の義務を履行できない場合には、その責を免れます。

#### 第10条（利用契約の解除）

1. 契約者は当社に対し本サービスの契約の解除をするときは、当社に対しその旨を通知しなければなりません。
2. 契約者に、次の事項の何れかに該当する事由が生じた場合には、当社は事前に通知及び勧告することなく、利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、当社は契約者に対して、違約金、損害賠償金等の責を一切負いません。
  - ① 契約に基づき発生した債務の全部または一部について不履行あり、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に履行しないとき
  - ② 第7条に定める禁止事項を行ったとき
  - ③ 監督官庁により営業取消、停止等の処分を受けたとき
  - ④ 第三者により仮差押、仮処分または強制処分を受け、契約の履行が困難と認められるとき
  - ⑤ 破産、整理、特別精算、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申立があったとき
  - ⑥ 解散の決議、または他の会社と合併したとき

#### 第11条（本サービス終了）

1. 当社は都合により本サービスを終了することができます。
2. 本サービスを終了するときは契約者に対し、終了する日の1

ヵ月前までに、電子メール等にてその旨を通知します。本サービスの終了によって発生した契約者及び利用者の損害について、当社は一切の責任を負いません。

#### 第12条（本サービス利用において契約者が使用してはならないコンテンツ・プログラム）

本約款第7条、10条に基づき、以下に該当する情報、行為を掲載・運用してはなりません。

- ① 日本の法律に反する画像、文章、その他
- ② 不特定多数、無作為に勧誘もしくは案内をメール送信する行為

#### 第13条（免責）

当社は、通信サービスの性質上、その原因に関わらず、契約者が本サービスの利用に関して被った速度の低下、復旧不能データ破壊などの障害について賠償の責任を負いません。

#### 第14条（データの保管、保持期限）

1. 本サービスを使用する為に契約者が登録したデータは契約期間が終了するまで保管、保持します。
2. 本サービスにて作成したデータの保管、保持期間は申し込み時の定めに従います。

#### 第15条（契約者のデータの所有権）

契約者が登録したデータについては、その所有権は契約者に帰属します。ただし、当社はこれらの権利を保護する義務を負いません。

#### 第16条（機密の保持）

1. 当社は契約者への本サービス提供に際し知り得た契約者の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
2. 当社及び契約者は電子メールを信書として取り扱い、双方はその内容をみだりに第三者に開示することをしてはなりません。

#### 第17条（テクニカルサポート）

別紙に示すように当社は契約者に対し本サービスのテクニカルサポート業務を契約期間中行います。

#### 第18条（契約譲渡）

契約者は、当社の書面による事前同意なくして、本約款上の権利を第三者に譲渡、再許諾、あるいは担保に提供してはなりません。

#### 第19条（協議解決）

本契約の解釈に疑義が生じた場合、または本約款に定めのない事項については、契約者及び当社は誠意をもって協議し、解決しなければなりません。

#### 第20条（管轄裁判所）

本サービスの利用に関わる紛争については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

以上

本使用許諾契約書に関する不明な点がございましたら、当社まで書面にてお問い合わせ頂くようお願い申し上げます。